

名古屋市告示第511号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
杉浦医院	名古屋市昭和区山手通 5丁目33番地 の 1	令和 7年 7月 1日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ちよだ調剤薬局	名古屋市中区千代田三丁目14番14号	令和 7年 1月 1日
ウッディ調剤薬局	名古屋市中川区花池町 2丁目18番地 の 1	令和 7年 8月 1日

くるみ調剤薬局みなと店	名古屋市港区秋葉二丁目 7番地の 1	令和 7年 5月28日
-------------	--------------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課